



けんこうくん

国民健康保険課からのお知らせ



あんしんちゃん

平成27年度国民健康保険税の納期限

1期	平成27年7月31日
2期	平成27年8月31日
3期	平成27年9月30日
4期	平成27年11月2日※①
5期	平成27年11月30日
6期	平成27年12月31日※②
7期	平成28年2月1日※①
8期	平成28年2月29日

平成27年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。

平成27年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬にお送りします。

最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所国民健康保険課窓口で納めてください。

※①月末が土日祝祭日の場合は金融機関等の翌営業日が納期限となるため月に2度納期限が設定される月があります。

※②口座振替の場合は平成27年12月25日が第6期の振替日です。

◆国民健康保険税の納付は口座振替がおすすめです。

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。預金通帳、通帳届出印、国民健康保険税の納付書を持参し国民健康保険課窓口、または金融機関窓口で手続きをしてください。

どうしても納付が困難なときは…

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

【申請により受けられる制度】

①減免制度

失業や営業不振、病気や災害等により著しく所得が減少した場合、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は **2 月末日までに** 申請してください。

②非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給者証をご持参の上、申請してください。

所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合適切な課税がされないばかりでなく、軽減・減免等を受けることができません。また高額療養費支給の際、上位所得者（所得の多い世帯）とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。

平成 27 年度 国民健康保険税 課税限度額の改正について

平成 27 年度より地方税法の改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額が右記のように改正されます。詳しくは国民健康保険課ホームページをご覧ください。国民健康保険課までお問い合わせください。

	課税限度額	
	H26年度	H27年度
医療分	51万円	52万円
支援分	16万円	17万円
介護分	14万円	16万円

【連絡先】国民健康保険課 賦課徴収係 ☎973-3202